

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

平成29年10月10日（火）午前9時30分～午前9時55分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

## 3. 出席委員 15名

1番	岸野 敏夫	出
2番	高槻 祥治	出
3番	鳥越 幸男	出
4番	渡邊 卓司	出
5番	片山 悦志	出
6番	小野 孝一郎	出
7番	平井 康夫	出
8番	平井 忠行	出
9番	高月 周次郎	出
矢掛地区推進委員	林 義夫	出
美川地区推進委員	谷許 和昭	出
三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
山田地区推進委員	原野 尚徳	欠
川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
中川地区推進委員	石井 博	出
小田地区推進委員	田邊 登	出

## 4. 議事日程

- (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第32号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第33号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第34号 農地利用最適化推進委員の決定について

## 5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第8回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月 9日 農業まつり（JA倉敷かさや）</li> <li>・ 9月26日 矢掛町鳥獣被害対策協議会（役場）</li> </ul> <p>へ出席しました。</p> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は4番 渡辺委員さんと、6番 小野委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 31 号から議案第 34 号の 4 議案です。</p>
議 長  事 務 局	<p>進行の都合上、先に、議案第34号から審議します。</p> <p><b>議案第 34 号 矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委委員の決定について、</b> 議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>ご承知のとおり、矢掛地区の竹内邦正委員が去る8月10日に亡くなられことを受け、後任の矢掛地区推進委員の募集を行いました。推進委員の任命にあたっては、農業委員会が委嘱することとなっていますので、総会において決定していただく必要がありますので、お諮りするものです。</p> <p>「農業委員会等に関する法律」及び「矢掛町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則」に従いまして、9月1日から1カ月間募集を行いました。</p> <p>結果としまして、小林自治会から1名の方の推薦がありました。</p> <p>（候補者1名について資料により説明）</p> <p>本日、総会前に候補者評価委員会を開催し、候補者について審査していただき、候補者1名を推進委員として適当と認めるとの意見をいただいております。</p> <p>「推進委員の選任に関する規則」第10条で「農業委員会は、評価委員会の評価を受け、推進委員として選任する推進委員候補者を決定するものとする。」とありますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>議案第34号につきまして、ご意見はございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>

	<p>異議がございませんので、推進委員候補者「林<sup>はやし</sup> 義夫<sup>よしお</sup>氏」を農地利用最適化推進委員として決定することを議決いたします。</p>
議長	<p>それでは、林 義夫さんに入室をしていただきます。  (午前9時35分 林委員 入室、着席)</p> <p>引き続き、林委員の辞令交付を行います。</p> <p>(高月会長より辞令交付)</p> <p>(高月会長、林委員 着席後)</p> <p>それでは、新たに農業委員会に入られた林委員さんに、一言ご挨拶をいただきたいと思います。</p>
矢掛地区 推進委員	<p>矢掛町小林の林 義夫と言います。どうぞ、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>新体制の農業委員会が7月20日からスタートしました。  この度、矢掛地区の推進委員さんが決まりました。このメンバーで、現地確認や農地パトロールを行ってまいります。よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>それでは、議案審議を再開します。  <b>議案第 31 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、  1 件議題</b>といたします。  事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <p>農地法3条の許可にあたっては、別添調査書により農地取得の要件を満たしているかどうかを確認する必要があります。</p> <p>改選後、初めて3条の申請がありましたので、調査書に沿って説明します。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以上1件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>

議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	この土地は、譲受人の自宅からも近く、耕作しやすい良い場所でした。問題はないと思います。
議 長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
1 番委員	譲受渡理由が、交換によるとなっておりますが、どうしてですか。
事 務 局	はい。この後、この地区で、ほ場整備をされる計画があります。その中に、譲受人の土地が入っていますが、譲受人ご自身は、ほ場整備に参加されないそうです。譲渡人は、参加されるので、土地を交換するかたちではほ場整備にかけるといことです。
1 番委員	はい、わかりました。
議 長	異議がございませんので、事案番号 <u>6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	議案第 <u>32</u> 号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>9</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
2 番委員	家を建てた時に、この土地と一緒に整地されたそうですが、転用の手続きはされて

議 長	<p>いなかったようです。この度、始末書を添付のうえ転用申請をしていただきました。こちらは、申請人の土地で道路に面しており、周りの土地に影響はないと考えます。</p> <p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>9</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>9</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>33</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、<u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>14</u> 番及び <u>15</u> 番は、同一案件のため、一括審議します。</p> <p>地元委員さんの意見をお願いします。</p>
5 番 委 員	<p>この土地は、道路に面しており、両隣に排水が設けてあります。雨水はそちらに排水しますので、問題はありません。譲渡人の方は、町外にお住まいです。もうひとつ方の譲渡人の土地も一緒に購入していただくそうです。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>14</u> 番及び <u>15</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>14</u> 番及び <u>15</u> 番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	<b>農地改良届</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
7 番委員	現地は、かなり雑草が生えています。申請人は伐採して、畑にするそうです。周辺に水路もございませう。周りの土地に影響はないと思います。
議 長	<b>利用目的の変更届</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
6 番委員	2 筆、地目を田から畑に変更されます。 野菜や柿の木を植えておられます。
議 長	<b>農地法第 18 条の規定による合意解約通知</b> について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5 番委員	1 番 2 番 3 番は、別の方が耕作されますので、解約します。
	4 番は、所有権移転の為の解約です。
6 番委員	5 番は、別の方が耕作されます。双方合意解約です。
	6 番は、この土地を借受人が購入する為、解約します。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。